

岐阜地方最低賃金審議会第3回岐阜県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和2年8月3日 13:30 ~ 16:55		
出席状況	公益 3/3	労働者側 2/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・全体での審議後、断続的に公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間での協議を行ったが、労働者側は1円以上の引上げを、使用者側は「現行水準の維持」を理由に引上げは認められないことをそれぞれ主張し、意見の一致を見いだせなかった。 <p>このため、公益委員案として、本年度は引上げを行わないこと、最低賃金審議会において、採決の前に労使双方の主張をしてもらうことを提示。</p> <p>労働者側委員は、労使関係が厳しくなるが、なるべくなら回避したい。この提案は持ち帰って検討するとの意見が出されたため、本日の部会では結審しなかった。</p> <p>(2) その他</p> <p>特になし。</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>使用者側</p> <p>本年度はとにかく状況が厳しく、金額の多寡によらず、最低賃金の引上げを経営者は心配している。</p>			